

MEL漁業認証規格に対するパブリックコメント一覧

No.	該当箇所	意見種類	コメント内容	コメントに対する考え方
1	全文		「はじめに」とおり、我が国漁業の自然的・社会的条件に即し、関係法令等を踏まえた運営を目指す団体の認証規格であれば、全体を日本語的表現に見直すべきである。申請する側の立場に立つて内容を正しく理解できるよう改善を求める。	読み手にとってより馴染みのある表現を使用するよう心掛け、全体的に書きぶりを見直しました。また、専門的な用語については、別途付属書を設け、用語の解説を追記しました。
2	1.2.1、1.2.6		(1.2.1)と(1.2.6)の違いが分かりにくい。	「効果的かつ適切なモニタリング、監視、規制、取締」(1.2.6)は「規制、取決め等の遵守」(1.2.1)の一環であることから、二つの要件を統一し、「1.2.1 審査対象となる漁業について、効果的かつ適切な監視及び取締が行われ、国、地方公共団体による規制、取決め等が遵守されている。」とした上で、審査手順書にも具体的な審査項目を設けました。
3	1.2.8		文章の意味が分かりにくい。	次のとおり、表現を見直しました。→「1.2.7 審査対象となる漁業の操業水域において、漁業生産以外の活動が行われている場合、管理措置の実効性について当事者間の継続的な話し合いが持たれており、その内容が記録されている。」
4	2.2		文章の意味が分かりにくい。	「最良の科学的証拠」及び「伝統的知識」の考慮については、規格全体に関わってくる前提条件であるため、MELが適用しているFAOガイドラインにおける原則及び考え方の一つとして前文に記載しました。
5	2.3、2.7	文章表現、用語	「当該資源における全漁獲死亡」という用語の意味が分かりにくい。	次のとおり、表現を見直しました。→「審査対象となる漁業以外による漁獲」(2.3)
6	2.7		「レジリエンス」という用語の意味が分かりにくい。	「資源の回復力(レジリエンス)」については、魚種によっても指標が異なるため、魚種別の審査手順書にレジリエンスを測るための具体的な審査項目(例:生物学的特性が資源評価に考慮されているか)を設けることで対応しました。(2.3)
7	2.7		漁獲死亡は考慮しているが、「資源の回復力が考慮」というところについて具体的には何を示しているのかわかりにくいのではないかと。	同上
8	2.6、3.2.1、3.2.3、3.2.4、3.2.6		「不可逆的」という表現が分かりにくい。	「資源への不可逆的な影響」については「加入乱獲の回避」(2.5)、「生態系への不可逆的な影響」については「生態系の攪乱」(3.1.1)というように、「不可逆的」という表現をより具体的な表現に置き換えました。
9	3.1.1、3.2.4		「不可欠な生息域及び使用される漁具による被害に非常に脆弱である生息域」という表現が分かりにくい。	「不可欠な生息域」については「対象資源にとって重要な生息域(産卵場や稚魚の生育場など)」(3.1.1)と表現を改め、「使用される漁具が生態系(海底環境など)に与える影響」については切り離して別途審査項目を設けました。
10	前文		前文に記載されている「零細漁業」という表現を「小規模漁業」に統一すべきである。	当該部分を全て「小規模漁業」に統一しました。
11	1.2.2	資源管理体制	1.2.2に資源管理計画と漁場改善計画が作成され、遵守されていることが要求されているが、先日自民党の行政改革推進本部にて調査を実施したところ資源管理計画の8割が、資源評価基準としては不適切な過去の漁獲量や魚価に基づき計画が策定されていると報告されている。また、漁場改善計画についても過去の中庸を基準に生け簀入れ量を設定するなど非科学的な指針が水産庁により設定されている。いずれも科学的妥当性を所与とすることができない。またMEL基準には養殖規定がないため、漁場改善計画は削除し、「科学的に適切で予防的な資源管理計画が作成され、遵守されている」とすべきである。当然ながら養殖基準は今回の新基準案とは別途作成されなければならない。	本規格は天然漁獲を対象としているため、養殖を対象とした「漁場改善計画」については当初から言及しておりません。また、「資源管理計画」については、計画の作成及び履行確認(1.2.2)に加え、管理措置の妥当性を判断するための資源評価の実施(2.4)や、過剰漁獲に陥らないための管理基準に基づいた資源管理(2.5)等も要件として求めているため、総合的に資源の持続性が担保できる規格の構成となっています。
12	1.2.4		GSSIの基準は、考慮対象種の全分布域をカバーする二国間、小地域、地域の漁業機関や取り決めがあることを要求している。	規格の1.2.4において、対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制が構築されていること、また、国際的に管理されている資源については、当該機関の定める管理措置を遵守することを求めています。
13	1.2.7	予防原則	予防原則の定義がない。「良い管理」は定性的で、認証機関の主観的な評価になりうる。	次のとおり、表現を見直しました。→「1.2.6 水産資源や生態系、資源管理に伴う様々な不確実性を考慮し、漁業管理が予防的に行われている。」また、審査手順書の審査項目においても、不確実性を考慮した予防的な漁業管理が行われているかどうかという点を評価しています。
14	2.3、2.4		生物学的管理基準の具体的な要件が無いので漁獲許容量を設定する事は困難。	管理基準の設定については、次のとおり規格本文に明記しました。→「2.5 最大持続生産量(MSY)または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)、あるいは科学的根拠に基づき代替水準が設定されている。」
15	全文	管理基準	【基準の明確化】 基準の表現が全体的に曖昧になっている。特に加入乱獲状態にある資源を利用する漁業に持続性認証を与えないためには、加入乱獲についての規定は他の認証制度を参考に明確に規定する必要がある。曖昧な表現を多用するとは、拡大解釈により認証が乱発される恐れがある。参考までにFAOガイドラインの該当項目と他の認証制度の該当箇所を一覧としてまとめたので活用して頂きたい。現行のMEL基準および新しい基準案に規定されている予防的措置の原則に照らし合わせアラスカのようにBlimitが安全に設定されていることを求めるのが妥当である。アイスランドはそこまで踏み込んでいないが同国は厳格な資源管理をおこなっているため、Blimitも安全に設定されている。状況が異なる日本ではアラスカのようにより明確な表現をとる必要がある。	日本では、アイスランドやアラスカのように、公的機関によって全ての魚種についてBlimitが設定されているわけではありません。Blimitが設定されていない魚種系群については、設定された代替基準に基づいて資源管理がなされているかどうかを審査手順書で確認することとしています。
16	3.2.1、3.2.3		混獲や絶滅危惧種への悪影響について、何らかの資源状況や基準点なしに解釈できない。	対象漁業が生態系に与える影響を評価するために、混獲(対象資源以外の漁獲)や投棄、絶滅危惧種(希少種)への影響についても、その実態を把握した上で漁業を行うことを規格において求めています。(3.1.1及び3.1.2)
17	2.3、3.2.1、3.2.3、3.2.4		基準の中で、資源評価(2.3)、混獲回避(3.2.1)、絶滅危惧/保護種(ETP種)の保護(3.2.3)、脆弱な生態系の保護(3.2.4)の項目では、十分な審査内容の公開がなされないと、適切な審査が行われているかどうかの外部評価が難しい。そのため、これら項目を審査するためには、全て公に確認可能な科学的エビデンスに基づく要件を加えることが必要である。	審査報告書(全文)については開示が義務付けられているため、その段階で審査に用いられたエビデンスについても確認頂けます。
18	3.2	生態系への影響評価	「3.2 生態系に配慮した資源管理体制の確立」では、多くの基準が努力目標とされており、実効性をもって生態系への影響が回避されていると評価するには、極めて弱い。全ての基準において、科学的根拠に従ったエビデンスを求めることで、実効性が担保されると考える。	当該部分については大幅な見直しを行い、対象漁業が生態系に与える影響についてエビデンスをもとに実態を把握した上で(3.1.1)、その評価結果を踏まえ、実際に生態系への悪影響を最小限に抑えることに配慮した漁業を行うこと(3.1.2)を求めています。
19	2.8及び3.1.2		考慮対象資源(2.8)及び生態系に及ぼす影響(3.1.2)に関する資源評価結果については、公表されているものと資源評価は行われるが公表されないものが存在することになるため、全ての魚種について必ずしも「公表」されなくても、必要に応じて「開示」できる状態であればよいのではないかと。	FAOガイドラインとも照合し、資源評価結果については、適時「開示」されているという要件としました。(2.4)
20	3.1.1		資源評価対象種であればそうと思いますが、そうでないものは、文献等に頼ることになるので入手は難しいのではないかと(特にii~iv)	対象資源の生物学的情報(2.1)や対象漁業が生態系に与える影響に関する情報(3.1.1)については、査読論文等もエビデンスとして考慮します。
21	3.2		全体において、生態系に関する調査は、求められているレベルにもよりますが、高いレベルを求められると難しいのではないかと	生態系への影響については、既存の報告書や文献、現地調査等、入手可能な情報を総合的に勘案して評価を行います。
22	3.2.8		反映されているというのは難しいので、反映に努めているくらいがよいのではないかと。例えば、無用な漁獲、捕獲、投棄については調査が不十分なものが多く、考慮することが難しい。調査がすすんでいる方のズワイでも十分といえない。	生態系への影響については、エビデンスに基づいて実態を把握した上で(3.1.1)、非利用種については再放流するなど、無用な漁獲や投棄を回避する措置を取ること(3.1.2審査手順書)を本規格では求めています。
23	3.3.2		本文は、GSSIそのものの要件を借用しながら、GSSI基準の本来の意図である下記を欠いている。「増殖された個体群による自然再生産された個体群のいかなる置き換えも、自然再生産された個体群を、数量ベースの目標管理基準またはその代替値以下に減少させてはならない。目標管理基準は自然再生産された個体群に対するものであることを留意すべきである。」	本規格においては、放流由来の個体群と自然再生産由来の個体群を区別して評価する構成となっています。

24	前文		栽培漁業の定義 1p 下から2行目「水産資源の持続性に関する手法である栽培漁業」 →「水産資源の増殖手法である栽培漁業」 「持続性に関する手法」と広く書かれているが、「増殖」を使うことにより、漁獲規制のみによる資源管理との違いが分かりやすくなる。	当該部分を「水産資源の増殖手法である栽培漁業」と変更しました。
25	前文		今回は北海道のシロザケを念頭に置いていることから、生物多様性国家戦略2012-2020のサケに関する以下の内容も併せて簡潔に記載する必要はないか。 「さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物としても種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。」	「生物多様性国家戦略2012-2020」の記述を参考にしながら、前文における関連箇所の書きぶりを見直しました。
26	前文		栽培漁業の振興に関して、国は5年に一度栽培漁業基本方針を定め、都道府県はこれに沿って栽培漁業基本計画を策定することになっている。これも触れておく必要はないか。	栽培漁業が計画的に実施されていることを明示するため、前文における関連箇所の書きぶりを見直しました。
27	1.2.5	増殖漁業	関連して、1.2.5に「持続的利用を目的として種苗放流が行われている場合は」→「種苗放流が行われている場合は」で十分。	当該部分を「種苗放流が行われている場合は」と変更しました。
28	2.6		2.6は資源回復措置に関して書かれているが、種苗放流については記載がない。種苗放流との関係は？放流に関することはすべて3.3で書くとして理解して良いか？	資源回復措置の内容はケースバイケースなので、規格本文に例示しないこととしました。種苗放流に関しては、1.2.5、3.2.1、3.2.2、3.2.3の要件が対応しています。
29	3.3.1		3.3.1 種の特性と多様性→この「多様性」は何を指すのかあいまいでわかりにくい。種の多様性なら、多くの種が共存できることを念頭に置くことになり。ここでは、集団の多様性、系群の多様性、あるいは遺伝的多様性のことを言っていると思われるので、明確にすべき。	ここでは遺伝的多様性のことを指しているのので、「遺伝的」という言葉を追記しました。
30	3.3.2		自然再生産によって個体群を維持する管理なら放流は必要ないのではないか？この項の必要性が理解できない。	FAOガイドライン及びGSSIベンチマークツールでは、放流由来の個体群と自然再生産由来の個体群を区別して評価することを求めているため、自然再生産由来の個体群に特化した管理目標及び管理措置の作成についても規格において求めています。
31	その他		新規で追加 3.3.4種苗放流計画に関して、管理手段としての必要性と合理性が科学的に検討されていること。また、以下の項目について、モニタリングが行われ、適切な評価が行われていること。 ア. 放流効果 イ. 野生集団への生態的影響 ウ. 野生集団への遺伝的影響	放流効果及び自然再生産由来の個体群に対する生態的、遺伝的影響についても、審査手順書において確認する体制を整えています。
32	その他		GSSI基準のA.B.(ガバナンス、認証手順)に関わる英文の情報が乏しい。	ガバナンス関連の情報については、MELのホームページにて今後随時公開していく予定です。
33	その他		【認証過程の透明性】 新基準案ではISO17065を認証機関に要求することが書かれているものの、FAOガイドラインが求める審査過程の透明性については言及されていない。もともと発足当初のMELはMSCと全く同等の透明性を備えた素晴らしい仕組みとなっていた。即ち、認証審査入りと審査報告書草案を公表し、オープンに異議申立を受け入れる仕組みとなっていた。また、審査報告書についても公表し、審査が適正に行われていることを広く知ってもらおう仕組みとなっていた(西村雅志『水産振興』491号、2008年、59頁)。残念ながらこの理念はすぐに失われ、「漁業の概要」だけが公開される形となっている。しかもその概要は審査基準を満たしていることが分かるように記されていない。過去の認証審査に対する大きな疑念を払拭するには初心に戻り、認証過程に高い透明性を確保すべきである。	本規格は、申請者(漁業)に対する要件を定めたものであり、審査の透明性を含むガバナンスの要件については、ISO17065等を踏まえ、別途認証機関に対する要求事項等に詳細を定めています。また、審査報告書についても、認証機関に対する要求事項において開示することが求められています。
34	その他	ガバナンス	多くの基準において、科学的根拠に基づく定量的、定性的な指標が示されていないため、審査員の個別判断にゆだねられる部分がおおく、一定のクオリティで審査することが難しい。可能な限り、審査員の判断によらない、一貫性のある評価が行われるよう基準は配慮するべきである。	規格自体は、全魚種、全漁業に対応できるよう抽象的な表現も含まれていますが、審査の際に拡大解釈が発生しないよう、具体的な審査項目及び評価基準を定めた魚種・漁法別の審査手順書を作成することで、エビデンスに基づいた一貫性のある評価を担保しています。また、ISO17065に基づいた審査員のトレーニングを実施する体制も整えています。
35	その他		【基準の合否ラインの明記】 基準をどれだけ厳格に作成しても合否ラインが明記されなければ、適正な認証審査は行え得ない。基準を全て満たす必要があるのか、1つでも基準を満たしていれば合格なのか、あるいはMSCのように60点未満で不合格、80点以下では条件付き合格とする、アラスカのASMIの認証制度のように重大な不遵守が1つでもあれば不合格、メジャーな不遵守は審査大項目毎に1つまで許容されるなど、合否条件を明確にすべきである。	審査においては、「適合」、「観察事項」、「軽微不適合」、「重大不適合」の四段階評価を行うこととしています。評価基準については、手順書及び認証機関に対する要求事項に明記しています。
36	その他		審査報告書ドラフトのパブリックコメントやステークホルダー向けのコンサルテーションのプロセスは確立されているのか。また、苦情受付の仕組みはどのように考慮されるのか、基準とともに示す必要性があるか考える。	審査報告書のドラフトに対してパブコメを募集したり、ステークホルダーとのコンサルテーションの場を設けたりすることは、FAOガイドライン及びGSSIベンチマークツールでは義務付けられておりません。一方で、スキームオーナーや認証機関に対する問い合わせ、苦情受付については、規定に基づき、そのための体制が整えられています。
37	その他	その他	みなと新聞2017年5月17日記事にて垣添会長が審査コストを低く抑えるために、SHUNプロジェクトの評価を活用する方針が書かれている。しかしながら、SHUNプロジェクトの資源評価基準は、Bcurrent>Blimit & Fcurrent>Flimitでも3点が与えられるなど、乱獲にお墨付きを与える内容となっている。審査コストを下げる努力は評価するが、MEL基準と整合しない基準を使い評価を行っている外部機関の評価を使用することは不適切である。	規格及び手順書作成にあたり、SHUNプロジェクトの指標は参考にさせて頂いておりますが、評価基準については、FAOガイドライン及びGSSIベンチマークツールに準じたものとなっています。